

# 令和8年度白川町地域おこし協力隊（福祉ソーシャルワーカー）募集要項

## 1. 募集の目的

白川町は、自然が豊かで、心優しい人たちが共に暮らす人口約6,700人の魅力あふれる地域です。しかし、人口減少と高齢化が進み高齢化率は県内トップクラスの48%を超えていきます。白川町では、行政、白川町社会福祉協議会が協力して、全ての人が何歳になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域共生社会づくりに取り組んでいます。

このたびは、白川町地域おこし協力隊として「福祉ソーシャルワーカー」（福祉活動専門員、生活支援コーディネーター）の業務に従事できる方を募集します。

福祉ソーシャルワーカーは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関と連携し、生活支援や介護予防サービスの提供体制を構築する役割を担っています。

## 2. 業務内容

- ① 地域活性化に資する活動
  - ・地域高齢者の困りごとや生活支援のニーズを把握やサービス充実のための提案
  - ・サービス提供者のネットワークを構築
- ② 福祉ソーシャルワークに係る活動
  - ・本人やご家族からの相談受付、対応
  - ・町保健福祉課と協力し、介護や医療、福祉など様々な分野での生活相談
  - ・地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携、調整 など
- ③ 自己成長活動
  - ・各種資格取得に向けた活動（社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事）
  - ・自治会や地域行事等への参加
  - ・活動報告書の提出、年間計画書や報告書の作成

## 3. 活動イメージ

社会福祉法人白川町社会福祉協議会に所属をして、活動を展開

- 1年目：事業内容、取り組みを理解して社会福祉の状況を把握しながら、ソーシャルワークに必要な情報収集と次年度計画を作成
- 2年目：把握したニーズに対する地域課題解消に向けた取り組みを実施
- 3年目：福祉プロジェクトを継続し定住に向けた準備

## 4. 求める人物像

- ・福祉や地域共生社会に関心がある方
- ・地域住民や関係事業所等と柔軟なコミュニケーションがとれる方
- ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
- ・白川町に定住して福祉プロジェクトを継続する意思がある方
- ・町内の福祉関連事業所への就業を希望される方
- ・福祉施設、事業でソーシャルワーク、マネジメントの経験がある方

## 5. 募集人数

地域おこし協力隊（ソーシャルワーカー） 1名

## 6. 募集条件

- ① 年齢は20歳以上、40歳未満。性別は問いません。
- ② 住所の要件
  - ・3大都市圏内の都市地域（注1）又は、地方都市にお住まいの方で、そのうち地方都市の条件不利地域（注2）以外にお住まいの方が対象となり、かつ白川町に住民票を異動することができる方
- ③ 普通自動車運転免許のある方（取得予定である方）
- ④ 白川町内に居住し、地域の一員として自治会等の組織に加入できる方
- ⑤ 心身共に健康で、地域の方と協調しながら、誠実に活動に取り組むことができる方
- ⑥ 地域おこしに意欲があり、任期終了後も白川町内で定住を望む方
- ⑦ パソコンの一般的な操作ができる方
- ⑧ 資格は問いません

注1 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

注2 過疎地域自立促進特措法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、沖縄振興特措法のいずれかの対象となる地域、指定を受けた地域を有する市町村

## 7. 雇用の形態、任期

雇用形態は、白川町の会計年度任用職員として雇用します。

任期は、2026年4月1日以降の任用の日から1年間。最長3年まで延長することができます。

## 8. 給与

月額225,600円～ 時間外勤務手当があります。

- ・期末、勤勉手当の支給有。ただし、勤務期間によって減額となる場合があります。
- ・2年目、3年目と雇用する場合は、昇給を行う予定です。

※社会福祉士、介護福祉士等の資格をお持ちの方は要相談

## 9. 勤務の様態

勤務日及び 白川町役場職員勤務体制に準じ、週休2日、月～金曜日週5日勤務です。

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩正午～60分）

※活動内容により勤務時間帯が変わる場合や、時間外勤務となる場合があります。

休暇 有給休暇は、年10日（勤務期間が1年に満たない場合は月数に応じて減少）  
その他に夏季休暇等の特別休暇があります。

## 10. その他の待遇

住居	町内の一戸建中古住宅（空き家）又は、町営住宅を住居とします。住宅家賃には浄化槽使用料を含み、町が負担します。
	それ以外の光熱水費（電気・ガス・水道）、インターネット（ケーブルテレビ加入）等の費用は自己負担となります。
福利厚生	社会保険（健康保険+厚生年金）、雇用保険、労災保険に加入し、給与から天引きとなります。
必要物品	活動（生活用品は除く。）に必要な作業服、消耗物品類は町予算の協力隊活動費として購入し、支給することとなります。その他、特に活動に必要と思うものがあれば、担当と相談して購入します。

## 11. 応募方法

応募用紙、応募チェック表をご記入の上、下記書類を添付して白川町役場保健福祉課に郵送してください。

- ・提出書類 応募用紙、応募チェック表、自己PR文（1600字程度）、住民票
- ・選考方法 第1次選考（書類）：書類審査にて選考し、選考結果は応募者全員に文書で通知します。  
第2次選考（面接）：1次審査合格者を対象に、白川町役場にて面接を行います。  
※詳細は、1次選考結果の通知とともににお知らせします。  
※2次選考（面接）に要する交通費等は自己負担とします。
- ・応募用紙 町公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

## 12. 募集期間

2025年12月8日（月）～2026年2月6日（金）

## 13. その他のお知らせ・留意事項

- ① 自家用車について  
活動には法人所有車を使用してもらいますが、普段の生活や通勤については自家用車が必要です。事前に自動車免許を取得され、赴任されるときは自家用車のご用意をお願いします。その場合、任意保険の加入もお願いします。  
また、冬季（12月～3月）は、スタッドレスタイヤの着用が必要です。
- ② 副業について  
協力隊の活動とは別に地域定着に向けた副業であれば時間外に行なうことは可能です。  
時間内の副業や、活動に関わる副業を行う場合は、担当に相談してください。

## 14. 応募先・お問い合わせ先

〒509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐1705番地2

白川町役場 保健福祉課 福祉係

電話 0574-70-1327 / FAX 0574-72-1317

Mail hoken@town.shirakawa.lg.jp